

令和 5 年 4 月～

矢板市の医療費助成制度について

市民のみなさんの医療費の負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図るために次のような医療費助成制度を行っています。対象者は、矢板市に住所があり、各種健康保険制度に加入している人になります。

矢板市の医療費助成制度について

● こども医療（担当：子ども課）

対 象 者：18 歳までのこども（受給資格者：保護者）

助成期間：誕生日（※）から 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日（婚姻されている方は対象外）

● 妊産婦医療（担当：子ども課）

対 象 者：妊娠している者（受給資格者：本人）

助成期間：母子手帳交付月の初日（※）から出産した月の翌月末日

● ひとり親家庭医療（担当：子ども課）

対 象 者：下記①②いずれかに該当する者（受給資格者：養育者）

①18 歳以下の子を養育しているひとり親とその子 ②両親以外に養育されている子

助成期間：申請した月の初日（※）から養育する子が 18 歳到達後の最初の 3 月 31 日

所得制限があり、毎年 8 月に更新手続きが必要です。

● 重度心身障害者医療（担当：社会福祉課）

詳細につきましては社会福祉課（Tel：0287-43-1116）にお問い合わせください。

（※）転入日または助成要件に該当した日のほうが遅い場合はその日から



助成内容についての Q & A

Q 助成を受けるにはどうしたらいいですか？

費用は一旦支払っていただき、後日申請により助成します。（償還払い）＊申請方法の詳細は裏面参照

こども医療では、栃木県内の医療機関等の窓口での保険診療分の支払いは不要です。（現物給付）

ただし、県外で受診した場合や、保険証の提示ができない場合、受給資格者証の内容に変更がある場合等は支払いが生じることがありますので、後日申請が必要になります。

Q 医療機関を受診したものが助成の対象ですか？

助成の対象は保険診療のみで、保険外（自費）分は対象外です。

（総医療費の 1・2・3 割に相当する一部負担金が助成対象です。）

Q 保険診療分であれば全額助成されますか？

月ごと、医療機関ごと（同じ医療機関でも入院と外来はそれぞれ別）に、500 円の自己負担がかかります。（調剤薬局分は自己負担なし）

ただし、こども医療の対象者は自己負担がありません。

また、高額療養費や付加給付など、他の制度での給付がある場合にはその額を控除して助成します。

受給資格者証の交付申請時に必要なもの

- ・対象者の健康保険証
- ・シャチハタ以外の印鑑（受給資格者以外の方が手続きをする場合）
- ・受給資格者名義の通帳
- ・母子手帳（こども医療・妊産婦医療）

＊必要に応じてその他の書類を提出いただく場合があります。